

(第十五部)

第一回参議院通信委員會會議錄第四号

(五〇三)

付託事件

○電話増設に関する陳情(第九百九十七号)

○教育振興と特殊郵便切手発行に関する請願(第九百四十号)

○特定郵便局廃止に関する陳情(第三百七十五号)

○大参事、千葉及び大原間直通電話線架設に関する陳情(第四百七十六号)

○北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願(第三百八十八号)

○郵便法案(内閣送付)

○会津高田駅前郵便局を設置することに關する請願(第四百二十八号)

○栃木縣佐野郵便局の電話局舎新築並びに交換方式改善等に關する請願(第四百六十六号)

○郵便貯金法案(内閣提出)

昭和二十二年十一月十七日(月曜日)午前十一時三十三分開会

本日の會議に付した事件

○郵便貯金法案

○郵便法案

○委員長(深水六郎君) それでは只今から通信委員會を開きます。予備審査のために今までやつております郵便法を継続してやらなければなりません。丁度いいかな關係から今度付託になりました貯金法の提案理由の説明をその前にお聴きしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深水六郎君) 御異議なければ

ば郵便貯金法の提案理由をお聴きいたすことにいたします。政府の方から御説明をお願いします。

○政府委員(権能三郎君) 只今議題となりました郵便貯金法案の提案理由を、実は重大な法案でございますので、大臣が参つて御説明申し上げなければならん筈でございますが、本日早朝から全通との間にあります中労委の裁定の問題につきまして、目下中労委の委員全部が御出席になつて、労働関係の懇談会が開かれておりまして、いろいろ懇談を重ねておる最中で、大臣が席を外されないうちの状況になりまして、なほ貯金局長は本朝来司令部の方に出頭を命ぜられて参つておりますために、欠席しておりますので、私から提案の理由を御説明申し上げます。

現行郵便貯金は御承知のように明治三十八年に制定せられたものであります。その後の四十年間におきましては、貯金総額の制限額に関する数字の改正と、昭和十七年に新たに実施されました郵便貯金切手制度に関する改正の外は何らの改正もなく今日に及んでおります。このことは主として現行法が制度の抽象的な根幹のみを最小限度に規定するに過ぎなかつたのであります。この間の社会情勢及び利用の実情の変化に伴ひまして、制度の実体は大きな變遷を遂げており、これがために現行法の規定中には不備不適のものも若干生ずるに至り、早晩その改正が必要となつて來たのでございます。特

に先般日本國憲法が制定されるに及びまして、國民の権利の尊重及び官業の民主化が強く要請され、而も法律用語の平易化及び明確化が唱えられるに鑑みまして、これを根本的に改正すべき必要が生じて参つたのでございます。そこでこの際新憲法の精神に副つて再検討を加えまして、從來の法体系を根本的に改め、利用者の権利義務に關する基本的事項をすべて法定すると共に、不備不適の規定を除き、更に當面の経済情勢に適應させ、就中貯蓄の増強を図るための制度の改正をも盛り合

わせまして、ここに新たに郵便貯金法の制定を行はんとする次第であります。今この法案の内容が、現行法と異なる要点を申し述べますと、先ず第一に、郵便振替貯金に関する規定を郵便貯金法から除いたこととあります。郵便振替貯金の制度は、現行法に於いて「振替計算ノ爲ニ預入金」として規定され、郵便貯金の一業態として運用されて來たのであります。その制度は途金並びに貸借決済の手段として提供され、且つ利用されるものであります。貯蓄手段たる本来の郵便貯金の制度とは目的及び内容において著しい差があり、これを郵便貯金法に規定することには法律の内容を複雑にすることに於て適當でないと考えられますので、その規定を郵便貯金法から分離させ、別に郵便振替貯金法として規定することとし、その法案につきましても近く提案することといたしたいと存じます。

併しこれは目下H.G.の關係がございまして、本議會には提案の運びにはならないかと存するのでございます。

第二に、この法案におきましては、從來の法体系を改めまして、制度の実体に関する規定をすべて明確に法定することといたしました。即ち現行法は僅か十八ヶ條から成り、制度の実体は殆んど省令に規定されているのであります。郵便貯金は、國民の福祉に關する制度でありまして、少くともその事業及び契約の内容は、これを法定すること新憲法の要請する官業の民主化に副う所以であると考え次第であります。従ひましてこの法案では用語に平易な國語を採用し、又各條に頭註を設けまして法文の明確化を図りましたことは固より、法律の目的を第一條に掲げまして、法律制定の精神を明示する一面、事業運営の指針及び事業國營の根拠を明示し、更に事業の管理たる通信大臣の職責を列挙する外、貯金の種類、利率、利子の計算、各種請求權、特別郵便貯金の條件等、從來省令の規定に委ねられておりました制度の実体をすべて法定いたしました。事業の本質に關する管理側面の自由裁量の余地を最大限度まで壓縮いたしました。以て郵便貯金を眞に民主的な制度として、利用の普遍及び公平を期したわけでありまして、

第三に、この法案では、郵便貯金の總額制限額を從來の一万円から三万円に引上げました。郵便貯金の總額制限は、昨年八月、從前の五千円から一万

円に引上げられたばかりであります。が、その後通貨の膨脹は依然として続き、國民所得額も相當増加しているため、この経済事情の変化に對應するためにも、又インフレーション防止策の一環としての貯蓄増強に資すべく、いわゆる新興所得階層の貯蓄を受け入れるために、この一万円の制限額は、なほ低きに過ぎる虞があるものであります。これを相當程度引上げることが必要であります。而もその引上げの程度は、郵便貯金制度が一般大衆の比較的零細な貯蓄を對象とし、従つて所得税、印紙税免除等の特權を有しております。且つ全國一萬數千に及ぶ郵便局において、均一的及び画一的に取扱われる本質に鑑みまして、又一面一般金融機關の業務に対する影響をも考慮いたしまして、これを國民貯蓄組合による預金利子に關する所得税免稅點たる三万円とすることが最も適當であると考えられたわけでございます。

第四に、今回新たに増設金附郵便貯金の制度を創設いたしました。現在の社会情勢におきまして、貯蓄の吸収、殊に比較的大口の貯蓄を集めようとする必要であると考えたのでございます。これがためには、國民の射倖心を利用することも一方法と考えられますので、民間金融機關においてはすでに実施し、且つ相當の効果を挙げられております増設金附貯金の制度を創設することゝ適當であると思ひます。これは現在

あります定額郵便貯金制度の一樣態と

しまして、一年又は二年の据置期間中を無利子とし、その代り撥引によつて割増金を附ける制度であります。幸いにこの法案が國會を通過することになりますれば、来る十二月から直ちにこの取扱いは実施し、本年度中に二十五億乃至三十億程度の貯蓄をこの貯金により獲得したいと存じておりまして、目下準備は殆んど整つておるのでございます。

第五は、この法案では無能力者の行為爲制に関する規定を削除いたしました。現行法におきましては、郵便貯金に關し無能力者が郵便官署に對してした行為は、能力者がしたものとみなす旨規定され、民法の規定が排除されておりますが、國民個人の權利を一層尊重いたしましたして、無能力者保護の一般私法に從ふこととしたわけであり

ます。

第六に、郵便貯金に關する債務の履行遲滞による利用者の損害は、原則としてこれを賠償することとしたしました。即ち現行法におきましては、郵便貯金に關する取扱ひの遲延により生じた損害については、通信官署はその賠償の責任を負わない旨規定し、債務の履行遲滞に關する民法の規定が排除されておりました。これは郵便貯金事業の公共性に基く保護特權として認められて來たものであります。新憲法の下において、このように損害の賠償責任を無制限に免除されることは適當でないと考えられますので、この法案では、郵便貯金に關する取扱ひの遲延による損害賠償については、原則として民法の規定に從ふこととし、ただ不可抗力その他事業の性質上止むを得ない場合に限り、責任を免れることに改め

た次第であります。

第七に、各種の料金は、これを法律に明定するか、又はその決定の基準を決定することとしたしました。貯金通帳、拂戻証書等を亡失した場合等における通帳、拂戻証書等の再交付を請求するとき、又は証券の購入、保管若しくは賣却を請求するときは、現在省令の定めるところにより料金を徴収しておりますが、官業民主化の徹底を期する見地から、これらの料金はこれを法律に明定することが適當と考えられ、又種々の事情で法定することが適當でない料金につきましては、その基準を法律に定めることが適當であると考えた次第であります。

この法律の施行によりまして、郵便貯金制度は一層その機能を発揮することとなり、法案第一條が所期いたしましたところの、最も普遍的で且つ簡易確實な貯蓄手段として、國民生活の安定に寄與するところが少なくないと思ひました。以上御説明申し上げました点を御了承の上、何卒十分御審議せられんことを切望する次第であります。

○委員長(深水六郎君) それではこの貯金法の質疑は次回に譲りまして、郵便法の、この前からの継続してあります、これを継続して、郵貯法の政府の説明と、それから質疑をいたしたいと思ひますが、政府委員から御説明願ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) それでは前回に続きまして、第三十條から、改正の主要な点につきまして御説明申し上げます。

第三節は小包郵便物に關する規定でござい

第三十條はその要件を規定いたしましたのでござい

ます。小包は、信書以外の物は小包とすることが出来るわけでございます。小包といふ表示をすることとを要件としたしております。尙一般取引の事情に即應いたしますために、小包郵便物には、無封の添状を添附し得ることとしたのでございまして、この点は第三十條第二項の規定によりまして認められることになるわけでございます。

第三十一條は小包に關する料金でございます。一般小包の料金は現行通りでございます。ただその第二項で新たにい

ゆる市内小包の制度を設けることにいたしましたのでございまして、即ち同一の市町村内におきまして發着する小包郵便物の料金は、通信大臣が省令で一般料金の半額まで低減することとができることにいたしましたのでござい

ます。今日例を東京都に取りますと、大

体東京都内相互間に發着いたします小包取扱ひといふものは殆んどないのでございまして、これは一つには、その料金の關係もあるものと考えられますのでござい

ます。それでこの三十一條第二項の規定によりまして、特に安い料金で、同一市町村内と、都につきま

しては、同一都の区の存する区域内相互間に發着する物につきましては、半額程度まで低減することが出来ることにいたしました。それによつて現在取扱つていないところの小包を新たに吸収することを意圖しておるのでござい

ます。従いましてこの制度は、一面において新らしいサービスを公衆に提供いたしますと同時に、それによつて郵便事業収入の増収を期待いたしておる次第でござい

第三十條は郵便に關する料金の納付及び還付に關する規定でござい

第三十二條は料金納付の方法及び時期を規定いたしております。納付の方法といたしましては、これは勿論現行通り原則として郵便切手、葉書につきましては、料額印面によつて納付するわけでありまして、その時期につきましては原則として前納するのでござい

第三十三條は切手類の發行及び賣さばきに關する規定でござい

ます。通信大臣がこれを發行いたしますことは當然のことでございますが、別に御承知のように切手類の賣さばき人というものが今日ござい

ます。これに關しましては現在通信省令で切手の賣さばきに關する規則を設けておりますが、この郵便法案の第五條の第一項の但書の規定に關聯いたしまして、國の行

業の一部を、郵便の業務の一部を他人をして行わしめる場合には法律で定めるといふ趣旨に副ひまして、切手の賣さばき人に關する規定を、即ち根拠を法律に置くことにいたしましたのでござい

ます。併しながらこの法律は國會には間に合いませんので、差向き過渡的措置といたしまして、この法案の第九十一條におきまして、この法律施行の際現に郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票の認可を受けている者は、これを三十三條の規定する法律の定める賣さばき人とみなすという経過規定を置いたのであり

第三十四條は郵便切手類に記号を附

けて使用する規定でござい

ます。これは現行は省令で郵便切手類記号規則というものが出ております。大体その内容の基礎になるべきものを法律に明定いたしましたのでござい

ます。三十五條は無効な切手類に關する規定でござい

ます。この規定も現行と大体同様でござい

ます。第三十六條は料金納付の義務の消滅の時期につきまして規定し、三十七條は料金の不納金額の徴収に關する規定でござい

ます。いずれも現行と同様でござい

ます。第三十八條は料金の還付に關する規定でござい

ます。現行法におきましては、單に郵便法の二十四條に「郵便に關する既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外之ヲ還付セス」と規定されてお

りまして、その具體的内容は省令に譲られてお

りますが、この法案につきましてはその内容も法律に規定いたしたのであります。第一号は過納の料金、これは還付することは當然であります。第二号は特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱をする郵便物について不可抗力に因る場合を除いて、通信官署がその取扱をしないかつた場合、又はその取扱をしないと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱の料金を還付する規定でござい

ます。この後段は例えは速達郵便として速達料を納付して差出した郵便物が普通郵便より遅れて到着するといふような場合、即ち速達としての効果を全く收め得なかつたような場合に、速達料金を還付することにいたしておりますが、さうな場合は即ちこの第二号の規定によることにな

場合に限り、責任を免れることに改め
ごさいます。

ごさいます。

次第でございます。

第三十四條は郵便切手類に記号を附
るわけでございます。第三号及び第四

号は現行と同様でございます。

第三十九條は料金の還付の請求に關
する規定でございます。この料金還

付の請求につきましては、特に法律で
その請求権の消滅する時期を規定し
したのでございます。

第四章は郵便物の取扱に關する規定
のうちで、特に法律に規定するのを適
当と認められる事項を規定いたしました
のでございます。この第五十六條に省

令への委任に關する規定を設けたので
ございます。即ち「この法律に規定す
るものの外、郵便物の差出、交付及び
配達に關し必要な事項は通信大臣が省

令でこれを定める。」ここに第四章に掲
げてありますこの郵便物の取扱に關す
る規定の外に、なほ郵便物の差出、交

付及び配達に關する細目は省令で規定
されることを五十六條に謳つたのであ
ります。

第四十條は引受の際の申告及び開示
に關する規定でございます。これは現
行法の第十六條と照應するものでござ

います。
第四十一條は取扱中に係る郵便物の
開示に關する規定でございます。こ

規定でありまして、これは現行法にはな
いのであります。通信官署はその取

扱中に係る郵便物が爆発性、発火性等
の危険物、或いは毒薬とか劇薬、毒物、
劇物、或いは生きた病原体等がある場

合に、危険を生ずるために、棄却する
の他必要な措置をすることができると
うに致したのであります。現行法はこ

れらの郵便禁制品が内容とされておる
ことが取扱中発見されたときは、告発
をいたしまして、裁判所で没収の手續
を執る外に通官署において処置する

ことができないのであります。危険
の発生を防止するためには、通信官署
において棄却その他必要な処置をする

ことが必要と考えまして、この規定を
置いたのでございます。
第四十三條はあて名変更及び取もど

し、第四十四條は轉送に關する規定で
ございます。この内容は大体におきま
して現行法の取扱いと同様でございま

す。第四十五條は受取人の証明に關す
る規定、第四十六條は正当の交付に關
する規定、免責規定であります。いず

も現行郵便法の第十一條並びに第三十
二條と照應するものでございます。

第四十七條は郵便差出箱の私設に關
する規定でございます。四十八條は
その料金、四十九條はその料金の納付

の期日に関する規定でございます。こ
れは現行法におきましては省令で規定
いたしておるものでございまして、その

内容を法律に規定いたしましたのでござ
います。
第五十條は、郵便料額に關する規

定でありまして、これも現在省令に
規定されておるのを法律に規定いたし
たのでございます。料金等は現行と全

く同様でございます。

第五十條は料金未納又は料金不足の
通常郵便物に關する規定でございま

す。料金未納又は料金不足の通常郵便
物が、特殊取扱とならないものは、受取人
がその不納金額の二倍に相当する額の

料金を納付してこれを受取ることで
ございまして、これは現行郵便法の第二十五條に照應
するものでございます。

第五十二條は郵便物の還付に關する
規定でありまして、受取人が所在不明
であるとか、或いは受取人が受取を拒

んだために交付することができない郵
便物は、これを差出人に還付すること
を規定したのであります。同時に

いわゆる制規違反、即ちこの郵便法又は
省令の規定に違反して差出された郵便
物は、原則としてこれ亦制規違反とし

て差出人に還付する、郵便物の差出人
が還付すべき郵便物の受取を拒んだと
きは、その郵便物は國庫に帰属すると

いうことを第三項に規定いたしましたの
であります。これらの規定は、現行法に
おきましては、郵便料金を完納した郵

便物については、受取人はその受取を
拒むことができないことになつており
まして、又差出人は料金を完納してあ

る郵便物の還付を拒絶することができ
ないことになつておるのでございま
す。が、新しい郵便法におきましては、

先般大臣から御説明申上げましたよう
に、受取人並びに差出人の受取義務を
郵便法で一般的に規定することを取止

めたのでございまして、従つて特に法
律に規定ある場合を除きまして、受取
人は受取を拒絶し、差出人は還付を拒

絶することができなくなりました
ので、それを前提として規定いたして
おります。

第五十三條は郵便物を差出人に還付
いたします際の料金をどうするかとい
う規定でございます。書留若しくは保

險扱とした通常郵便物又は小包郵便物
を差出人に還付すべきときは、差出人
は、あらたに当該郵便物の料金及び書

留料又は保険料を納付しなければなら
ない。即ち書留若しくは保險扱とした
通常郵便物又は小包郵便物につきま

して、これを差出人に還付いたします場
合には、新しくその取扱の郵便を出
したと同様の料金を徴収する趣旨でご

ざいます。又制規違反等によりまして
郵便物を差出人に還付いたしますとき
には、料金が未納又は不足であるとき

には、その不納金額の二倍に相当する
金額、又通貨及び貴重品でありますし
て、書留又は保險扱いにすべき場合で

あるにも拘らず、そういう取扱いを
しないで差出したものにつきまして

は、書留料の二倍に相当する額を徴収
することにいたしましたのでございま

す。
第五十四條は還付することができな

い郵便物に關する規定であります。こ
れは大体現行法と同様の線に副つて規

定いたしましたのでございます。

第五十五條は間違つて配達された郵
便物の処理に關する規定でございま

す。現行郵便法にはこの種の規定はな
いのであります。單に省令で規定いた
しておるのでございまして、これを

法律に入れたのでございまして、即ち郵
便物の誤配達を受けた者は、その郵

便物にその旨を表示して郵便差出箱に
差し入れ、又その旨を通信官署に通知

しなければならぬ。その場合におい
て誤つて若し郵便物を開いた者は、こ

れを修補して、その旨並びに氏名及び
住所又は居所を郵便物に表示しなけれ

ばならないことを明らかにしたのでご
ざいます。

第五章は郵便物の特殊取扱に關する
規定でございます。

第五十七條はどういう特殊取扱を認
めるかというところを明らかにしたので

ございまして、即ち書留、保險扱、速
達、引受時刻、証明、配達証明、内容
証明、代金引換、特別送達及び年賀特

には、この郵便物を差出される際に郵便局にお申出のあつたその損害賠償額を賠償する。即ち全部無くなつた場合には損害賠償額の全部を賠償し、一部に失若しくは毀損等の場合はその一部を賠償する趣旨でございます。この損害賠償額は現行同様五千円以下としたしまして、郵便物の内容たるものが通貨であるときにはその金額、通貨以外のものであるときにはその時價を超えてはならないことに規定いたしております。保険料は現行の價格表記の料金の算定の方法をそのまま踏襲いたしたのでございまして、ただ現行法におきましては通貨を價格表記にした場合の最低料金は、表記金額千円までを最低の單位にいたしておりますので、二十円となつておりますが、この新しい法律案におきましては、物品の場合と同様、最低を五百円といたしたので、従つて料金も五円低くなるわけでございます。

第六十條は速達に関する規定でございます。第六十一條は引受時刻証明に関する規定でございます。いずれも現行の制度と同様でございます。

第六十二條は配達証明に関する規定でございます。これは制度としては現行同様であります。当該郵便物を配達し又は交付した事実を通信官署で証明する制度であります。現行におきましては、配達証明料は五円となつておりますが、この法律案におきましては、他の料金との均衡を考慮いたしまして、これを十円と改めることにいたしております。

第六十三條は内容証明に関する規定でございますが、これは現行の取扱と同様でございます。

第六十四條は代金引換に関する規定でございます。これは制度といたしましては從來もあつたのでございまして、戦時中代金引換の制度の取扱を停止いたしておりましたので、この郵便法が施行されましたらば、これを復活することにいたしたいと考えておるのでございます。従いまして、その引換金額の最高限並びにその代金引換料は、取扱停止当時の金額では工合が悪いので、只今の保険料等と歩調を合せまして、引換金額は五千円以下代金引換料は十円といたしたのでございまして、第六十五條は代金引換の取消及び引換金額の変更に関する規定、第六十六條は特別送達に関する規定でございます。この特別送達は、これまで訴訟、審判及び鑑査書類郵便物という名前であつたのでございまして、この法律案では特別送達という名前にいたしました。これは民事訴訟法の第六十九條、第七十一條、第七十七條に掲げる方法によつて送達し、その送達の実を証明する取扱を示すものにしたのでございまして、この特別送達の規定によりまして、大體訴訟関係の書類は現行通り送達されるわけでございます。先程申し上げました受取義務を廃止しても、この規定の結果取扱上支障はないことになるのでございまして、第六十七條は年賀特別郵便に関する規定でございます。これは通信大臣は省令で年賀特別郵便の取扱に關し必要な事項を定めることができるという委任の規定を設けることにいたしました。將來通信大臣が適當と認める時期に年賀特別郵便を再開いたします場合に、省令を定めるようにその根拠とい

たしたのであります。○委員長(深水六郎君) まだ六章、七章、附則と残つておりますが、これは次会に譲りまして、そうして今までの御説明と合せて質疑をいたしたいと思ひます。そうして本日はこれで打ち切りたと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○委員長(深水六郎君) それでは本日の委員会はこれを以て打ち切ります。午後零時十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 深水 六郎君
理事 水橋 藤作君
委員 鈴木 清一君
千葉 信君
中村 正雄君
大島 定吉君
井上 なつみ君
新谷 寅三郎君
鈴木 直人君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君

政府委員

通信政務次官 椎根 三郎君
通信事務官 小笠原光壽君
(郵務局長)

十一月十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、郵便貯金法案(第六十一号)

- 郵便貯金法案
第一章 總則
第二章 業務に関する通則
第三章 通常郵便貯金

第四章 特別郵便貯金

- 第一節 預置郵便貯金
第二節 積立郵便貯金
第三節 定額郵便貯金
第四節 特別預置郵便貯金
第五節 預置期間経過後の特別郵便貯金
第五章 保管証券
附則

郵便貯金法

第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確實な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の經濟生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便貯金の國營及び通信大臣の職責) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 この法律に従ひ省令を發すること。

二 法律に触れない範圍において、郵便貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範圍において、貯金原簿所管庫及び証券原簿所管庫を設置し、又は廃止すること。

四 郵便貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範圍におい

て、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便貯金事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する官吏) 郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(訴訟について國を代表する者) 郵便貯金に關する民事訴訟については、通信省貯金局長又はその指定する官吏が、國を代表する。

第六條(印紙税の免除) 郵便貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第二章 業務に関する通則

第七條(郵便貯金の種類) 郵便貯金は、左の五種とす。

- 一 通常郵便貯金 預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの
二 預置郵便貯金 一定の預入及

扱と同様でございます。に、省令を定めるようにその根拠とい
第三章 通常郵便貯金
五 法律に触れない範囲におい
置期間を定める以外に預入及び

拂もどしについて特別の条件を
附けないもの
三 積立郵便貯金 一定のすえ置
期間を定め、一定の金額をその
期間内毎月一回集金に應じて預
入するもの

四 定額郵便貯金 一定のすえ置
期間を定め、分割拂もどしをし
ない條件で一定の金額を一時に
預入するもの

五 特別すえ置郵便貯金 一定の
すえ置期間を定め、この法律の
定めるところにより発行する郵
便貯金切手を以て預入するもの

通常郵便貯金以外の郵便貯金
は、これを特別郵便貯金と総称
する。

第八條(郵便取扱) 通信官署は、省
令の定める簡易な手続により、郵
便貯金の郵便取扱をする。

郵便貯金の郵便取扱においては
官公署、学校、会社、工場その他
の事業場に属する者が団体を組織
して、その団体の代表者の名義
で、又は取まとめ人を通じて各別
の名義で、通常郵便貯金又はすえ
置郵便貯金とすることができると
する。

第九條(証券の購入、保管及び売却)
通信官署は、通常郵便貯金又はす
え置郵便貯金の預金者の請求に因
り、左の取扱をする。

一 貯金の一部で國債証券その他の
証券を購入保管し、又はこれ
を売却すること。

二 預金者の所有する國債証券そ
の他の証券を保管し、又はこれ
を売却すること。

第十條(貯金総額の制限) 貯金総額

は、一の預金者につき三万円を超
えてはならない。但し、左に掲げ
る法人又は団体については、この
限りでない。

一 地方公共団体
二 水利組合、水利組合連合、北
海道土功組合、耕地整理組合及
び耕地整理組合連合会

三 國立、公立又は私立の学校及
び宗教法人
四 労働組合
五 孤兒院及びこれに準ずる慈善
団体並びに健康保険組合及びこ
れに準ずる相互扶助団体で當利
を目的としないもの

前項第五号に掲げる法人又は團
体は、省令でこれを定める。

第十一條(貯金の減額) 貯金総額が
前條に規定する制限額を超えた
ときは、通信官署は、その旨を預金
者に通知する。

前項の規定による通知があつた
ときは、預金者は、貯金総額を制
限額以内に減額しなければならな
い。

第一項の規定により通知を發し
た日から一箇月以内に預金者が前
項の規定による減額をしないとき
は、通信官署は、制限額以内に減
額するのに必要の限度において、
その貯金の一部で國債証券を購
入保管する。

前項の規定により購入保管した
國債証券については、通信官署
は、預金者の請求に因り、その賣
却の取扱をする。

第十二條(利子及び割増金) 特別す
え置郵便貯金以外の郵便貯金に
は、左の利率により、利子を付け

る。

一 通常郵便貯金 年二分七厘六毛

二 すえ置郵便貯金 年三分三厘六毛

三 積立郵便貯金 年三分一厘二毛

四 定額郵便貯金 年三分五厘

同四年を超え五年以下であ
るとき 年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であ
るとき 年三分二厘

同二年を超え三年以下であ
るとき 年三分一厘

同二年以下であるとき 年三分

定額郵便貯金については、割増
金をくじびきにより附ける取扱を
することができ、割増金を附け
る取扱をする定額郵便貯金(以下
割増金付定額郵便貯金という)に
は、そのすえ置期間中利子を付け
ない。

郵便貯金切手には、割増金をく
じびきにより附ける。

第十三條(利子の計算) 利子は、預
入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相当する貯金に
は、その拂渡(拂もどし証書)を発
行するときはその発行)の月の利
子を附けない。預入の月において
拂もどし金の拂渡(拂もどし証書
を發行するときはその発行)があ

つたときも、同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置貯金に
あつては、二円未満の端数に、積
立郵便貯金にあつては、十銭未満
の端数に利子を附けない。

第十四條(郵便貯金通帳及び郵便貯
金証書の交付) 通信官署は、通
常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は
積立郵便貯金の預金者には郵便貯
金通帳(以下通帳という)を、定
額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯
金の預金者には郵便貯金証書(以
下貯金証書という)を交付する。

第十五條(証券保管証の交付) 通信
官署は、第九條又は第十一條第三
項の規定により証券を保管したと
きは、預金者に証券保管証を交付
する。

第十六條(通帳の冊数の制限) 預金
者は、左の各号の一に該当する場
合を除いては、二冊以上の通帳を
以て預入をしてはならない。

一 第十條第一項但書に掲げる法
人又は団体であるとき。

二 すえ置期間の異なるすえ置郵
便貯金をするとき。

三 積立郵便貯金をするとき。

四 団体取扱の郵便貯金をすると
き。

五 通常郵便貯金、すえ置郵便貯
金、積立郵便貯金及び団体取扱
の郵便貯金のうち二以上の郵便
貯金をするとき。

第十七條(通帳の冊数の制限違反)
前條の規定に違反して預金者が二
冊以上の通帳を以て預入をしたと
きは、その通帳のうち最初に交付
したものに記入した貯金を除いて
は、利子を附けない。この場合に

おいて交付の日附を同じくする通
帳が二冊以上あるときは、貯金の
現在高の最も多い通帳に記入した
貯金を除いては、利子を附けな
い。

前項の規定により利子を附けな
い貯金については既に拂もどした
利子があるときは、通信官署は、
これに相当する金額を現に存する
貯金から控除し、又は追徴する。

第十八條(通帳、貯金証書及び証券
保管証の再交付) 通信官署は、
左の場合において預金者の請求が
あるときは、通帳、貯金証書又は
証券保管証を再交付する。

一 預金者が通帳、貯金証書又は
証券保管証を亡失したとき。

二 通帳、貯金証書又は証券保管
証が汚染され、又は損壊された
ため記載事項がわからなくなつ
たとき。

三 通帳に余白がなくなつたと
き。

預金者は、前項第一号又は第二
号の規定による再交付を受けると
きは、その料金として通帳一冊又
は貯金証書若しくは証券保管証一
枚につき一円を納付しなければな
らない。

廳は、通常郵便貯金又は郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管廳は、期間を限り、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、通信大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條(確認) 貯金原簿所管廳又は証券原簿所管廳は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は証券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金証書又は証券保管証に表示する。

第二十二條(通帳等の提出) 通信官署は、必要があるときは、預金者に対し、通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めることができる。

第二十三條(印章) 預金者は、郵便貯金に関する手続をするには、省令の定める場合を除いて、印章を押さなければならない。

前項の印章は、当該郵便貯金につき一に限る。

預金者は、通信官署に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十四條(譲渡制限) 郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は、左の場合を除いては、これを譲り渡すことができない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

第二十五條(証明) 通信官署は、預

金者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第二十六條(正当の拂渡) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付したときは、正当の拂渡又は交付したものとみなす。

第二十七條(免責) 通信官署は、左の場合において郵便貯金の拂もどし金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂い渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三 不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

第二十八條(料金の還付) 郵便貯金に関する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十九條(貯金及び保管証券に関する権利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂もどし並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証の提出がない場合において、通信官署がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二箇月以内に、なお帳通、貯金

証書若しくは証券保管証の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、國庫に帰属する。

特別郵便貯金については、そのすえ置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、証券原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができ。

第三十二條(預入金額の最低制限) 通常郵便貯金の一度の預入金額は、五円以上でなければならない。

第三十三條(預入の証明) 通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十四條(有價証券の預入) 左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこ

れを通常郵便貯金に預入することができる。

一 無記名の地方債証券及びその利札で支拂期の開始したものの

二 持参人拂の小切手

前項の有價証券で割増金附のものについては、その割増金もともに預入することができる。

第一項の有價証券で所得税を課せられるものについては、その預入金額は、券面金額から所得税額を控除した残額とする。

第一項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該有價証券が決済された後でなければ、貯金の現在高がその有價証券による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條(預入された有價証券の決済不能) 通常郵便貯金に預入した有價証券が通信官署の責に帰すべからざる理由に因り決済することができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

第三十六條(一部拂もどしに関する制限) 預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、十銭未満の端数の拂もどしを請求することができない。但し、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體の通常郵便貯金については、この限りでない。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられていない利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條(拂もどし金の拂渡) 通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡

は、通帳の提示を受けて(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えに)これをする。

第三十八條(拂もどし証書の有効期間) 拂もどし証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條(拂もどし証書の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし証書を再交付する。

一 預金者が拂もどし証書を失したとき。

二 拂もどし証書が汚染され、又は損壊されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 拂もどし証書の有効期間が経過したとき。

預金者は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書二枚につき二円を納付しなければならない。

第四十條(拂もどし金に関する権利の消滅) 拂もどし証書の有効期間の経過後三年間拂もどし証書の再交付の請求がないときは、その拂もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四章 特別郵便貯金 第一節 すえ置郵便貯金

第四十一條(拂もどし及び証券納付の制限) 予え置郵便貯金におい

ては、予え置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。又、保管証券の交付を受けることができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、予え置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條(予え置期間) 予え置郵便貯金の予え置期間は、最初の預入の日第四十三條の規定による変更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定めるところにより、これを変更することができる。但し、一年未満の端数を附けることができる。

前項の規定により定めた予え置期間は、省令の定めるところにより、これを延長することができる。

第四十三條(通常郵便貯金の変更) 通常郵便貯金は、預金者の請求により、これを予え置郵便貯金に変更することができる。

第四十四條(準用規定) 予え置郵便貯金には、第三十二條乃至第三十五條の規定を準用する。

第二節 積立郵便貯金 第四十五條(拂もどし制限) 積立郵便貯金においては、その予え置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、予え置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

あつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、予え置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十六條(予え置期間) 積立郵便貯金の予え置期間は、最初の預入の日から三年とする。

第四十七條(預入金額) 積立郵便貯金の一回の預入金額は、二十円以上五百円以下とし、預金者が、これを定める。但し、十円未満の端数を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなければならぬ。但し、省令の定めるところにより、これを変更することができる。

第四十八條(預入金の合併預入) 郵便局長は、預金者の請求により、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九條(集金取扱の停止) 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十條(預入を取り扱わない地域) 離島その他交通不便の地域で通信大臣の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱をしない。

する。

第三節 定額郵便貯金 第五十二條(拂もどし制限) 定額郵便貯金においては、その予え置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、割増金附定額郵便貯金以外の定額郵便貯金にあつては、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、予え置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

第五十三條(予え置期間) 定額郵便貯金の予え置期間は、預入の日から一年とする。

割増金附定額郵便貯金の予え置期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千円とする。

第五十五條(拂もどし金の拂渡) 定額郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、貯金証書(省令の定める場合)には貯金原簿所管の発行する拂もどし証書と引き換えにこれをする。

第五十六條(準用規定) 定額郵便貯金には、第三十三條乃至第三十五條及び第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。この場合においては、第三十三條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第四節 特別予え置郵便貯金 第五十七條(拂もどし制限) 特別予え置郵便貯金においては、その予え置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。

第五十八條(予え置期間) 特別予え置郵便貯金の予え置期間は、預入の日から五年とする。

予え置郵便貯金においては、その予え置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。

第五十九條(郵便貯金切手の発行) 郵便貯金切手は、無記名とし、通信大臣が、これを発行し、郵便局において、これを賣りさばく。

第六十條(郵便貯金切手の券面金額) 郵便貯金切手の券面金額は、五円、十円又は二十円とする。

第六十一條(郵便貯金切手を以てする預入) 特別予え置郵便貯金の預入は、くじびきの終つた郵便貯金切手を以て、その券面金額でこれをする。

特別予え置郵便貯金の預入金額は、二十円以上でなければならぬ。但し、発行の月の翌月の初日から起算し三年を経過した郵便貯金切手を以てするときは、この限りでない。

郵便貯金切手の発行の月の翌月の初日から起算し五年を経過したときは、その郵便貯金切手を以て、特別予え置郵便貯金の預入をすることができず、又いかなる償還をも受けることができない。

第六十二條(準用規定) 特別予え置郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。この場合においては、同條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第五節 予え置期間経過後の特別郵便貯金 第六十三條(特別郵便貯金の予え置期間の経過) 特別郵便貯金は、その予え置期間(定額郵便貯金にあつては預入の日から十年)が経過したときは、通常郵便貯金となる。この場合における定額郵便貯金又は特別予え置郵便貯金であつた郵便貯金の全部拂もどし第六十四條第一項の規定による通帳の交付の請求前のものである。第五十五條の規定を準用する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條の場合において、予え置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もどしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを通信官署に請求しなければならない。

預金者が前項の規定による通帳の交付を請求しないときは、通信官署は、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第五章 保管証券 第六十五條(保管証券の種類) 第九條に規定する取扱をする証券は、國債証券、貯蓄債券及び國債債券とする。

第六十六條(保管証券の價格) 第九條又は第十一條第三項の規定により購入し、又は賣却する証券の價格は通信大臣が大蔵大臣と協議し、時價を參考として、これを定める。

第六十七條(料金) 保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十銭にその券面金

第七

第十五部 通信委員会會議録第四号 昭和二十二年十一月十七日【參議院】

額の千分の二に相当する金額を加えた金額の範囲において、省令でこれを定める。

第六十八條第一項の規定による保管証券の利子の組入の料金は、証券一枚につき一銭とする。

第六十八條（保管証券の購入代金の拂出等） 保管証券の購入代金は、これを預金者の貯金から拂い出し、又、保管証券の利子、償還金及び割増金は、これを預金者の貯金に組み入れる。但し、國債証券を以て交付された割増金については、その証券を保管する。

通常郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにこれを拂い渡し、又、すえ置郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、これを貯金に組み入れる。

前項の拂もどし証書については、第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。

第六十九條（無記名の保管証券の返付及び賣却） 無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、逓信官署は、その保管証券に代えて、これと名称、記号及び券面金額を同じくする他の証券を交付し、又は賣却することができ

る。

第七十條（貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券） 貯金の全部拂もどしをするときは、逓信官署は、預金者に保管証券を返付する。

預金者が郵便貯金に関する権利

を譲り渡した場合において、別段の意思表示をしなかつたときは、保管証券に関する権利とともに譲り渡したものとみなす。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法は、これを廃止する。

旧法は、振替計算のためにする預入金については、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

この法律に定めない種類の郵便貯金又はこの法律に定めのない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの、この法律施行前に一定の期間拂もどしをしない條件を以て預入した郵便貯金、この法律施行前に発行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券以外の証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律施行後でも、なほ従前の例による。

この法律施行前に預入した前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律を適用する。